

## 普通徴収と特別徴収の併用徴収の方

7月・8月・9月は納付書（普通徴収）にて納めていただきます。年金額が年額18万円以上の方と介護保険料とあわせた保険料額が年金額の1/2を超えない方は、年間保険料額から納付書にて納めていただいた保険料の差し引いた額を3等分して年金から納めていただきます。

平成20年度					
7月	8月	9月	10月	12月	2月
<b>納付書による普通徴収</b> 仮徴収等はなく、平成19年中所得をもとにした保険料を納付書で納めていただきます。			<b>特別徴収（年金から）</b> 年間の保険料から納付書で納めていただいた額を差し引いて3等分した金額を納めていただきます。		

普通徴収の方で口座振替をご希望の方は、新たに申請が必要です。お手数ですがお近くの金融機関か市役所の窓口にて申請をしてください。

口座振替手続きに必要なもの 印鑑（口座届出印）、口座番号

なお、7月については口座振替が間に合いませんのでご了承ください。

### ● 問い合わせ先

大分県後期高齢者医療広域連合会 ☎097-534-1771

市役所税務課課税管理班 ☎0972-82-4111（内線125・126）



## 社会保険（国保、国保組合以外）の被扶養者から 長寿医療制度（後期高齢者医療制度）へ加入された方へ

### 《保険料軽減の申請について》

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）において、社会保険（国保、国保組合以外）の被扶養者から長寿医療制度（後期高齢者医療制度）へ加入された方については、保険料の凍結措置（平成20年4月分から平成20年9月分までは、保険料0円、平成20年10月分から平成21年3月分まで所得割り0円、均等割り9割軽減の2,300円）が設けられておりますが、長寿医療制度（後期高齢者医療制度）に加入される直前の社会保険被扶養者情報が、全部は把握できていないため、凍結対象者の方に通常どおり計算された保険料の通知書が届いている場合があります。

そのため、社会保険（国保、国保組合以外）の被扶養者であったにもかかわらず、凍結対象保険料（2,300円）以外の保険料で通知書が届いている場合は、お手数ですが市役所市民生活課国保年金班④番窓口へ保険料通知書、社会保険の離脱証明書をご持参の上、申請していただくようお願い申し上げます。



### ● 問い合わせ先

大分県後期高齢者医療広域連合会 ☎097-534-1771

市役所市民生活課国保年金班④番窓口 ☎0972-82-4111（内線103・106）